能美市受動喫煙防止ガイドライン

~子どもの健康(命)を守るために~



令和3年3月 健康福祉部 健康推進課

1. 受動喫煙防止の必要性

たばこの煙は、たばこを吸う人だけではなく、たばこを吸わない周囲の人の健康にも影響を及ぼし、さまざまな疾病の原因となることが明らかとなっています。疾病予防の観点から、たばこ対策を進めることが重要です。



また、たばこの煙には、たばこの先から出る副流煙と、喫煙者が吐き出す呼出煙があり、これらの煙を吸い込むことを受動喫煙といいます。それらには、発がん物質等の有害な化学物質が多く含まれています。たばこを吸う本人はもとより、受動喫煙により、その周囲の人に対して、急性心筋梗塞、肺がん、子どもの呼吸器感染症・ぜんそく等の病気を発症する危険性があり、健康に大きな影響を及ぼします。

特に健康被害を受けやすい成長過程にある子どもには、受動喫煙による健康影響が 及ばないようにする必要があります。

2. ガイドライン策定の目的

本市は、平成25年3月に策定した「健康増進計画健康のみ21(第2次)」において、たばこのリスクに関する教育・啓発の推進、禁煙支援の推進に加え、受動喫煙防止対策として、公共施設の建物内禁煙を推進してきました。

また、平成30年7月には健康増進法が改正され、子どもや患者等に特に配慮するため、施設の類型に応じて、施設の管理権原者は、敷地内禁煙、屋内禁煙といった措置を講じることが、法律上の義務となりました。この改正により、受動喫煙を防止する対策が強化されましたが、大切なことは、市民一人一人が受動喫煙防止の必要性を理解し、望まない受動喫煙をなくす取り組みを進め、健康なまちづくりへステップアップしていくことです。

また同時に、次世代を担う子どもたちが、その成長過程において、受動喫煙による健康影響を及ぶことのないように取り組んでいくことも重要です。

このガイドラインは、主に子どもが利用する施設や子どもを含む多世代が利用する施設において、望まない受動喫煙のないまちづくりの実現に向けた取り組みの指針として策定するものです。これによって、望まない受動喫煙による健康影響を未然に防止する目標に向かって、市民・行政・民間が一体となり、より一層の受動喫煙防止対策を進めていくことになります。

3. 本市における受動喫煙防止対策の方向性

本市は、能美市健康づくり推進協議会において、受動喫煙防止対策を検討するため、 令和元年 10 月に受動喫煙対策検討委員会を設置しました。その結果、子どもの健康 (命)を守るため、受動喫煙による健康影響を特に受けやすい子どもを対象に、受動喫煙防止に取り組んでいくことが取りまとめられました。

また、18 歳未満の子どもの保護者を対象とした「受動喫煙に関するアンケート調査」を 実施し、子どもに関わる受動喫煙の状況や、保護者の意識・意見を調査しました。その結果、子どもが受動喫煙から守られているかという設問では、「守られていない」が 42.6%で、「守られている」の 29.0%よりも高く、多くの保護者が、子どもの受動喫煙防止を望んでいることがわかりました。また、喫煙者への設問においては、施設の禁煙ルールが明確になれば、その場所では喫煙しないという多数の意見があり、各施設の明確な禁煙の設定や表示によって、望まない受動喫煙を防止できるのではないかと考えました。

これらから、市内における施設の管理権原者等が、このガイドラインをもとに、受動喫煙防止対策を取り組むことで、受動喫煙による健康影響を特に受けやすい子どもの健康(命)を守られ、次世代を担う子どもの健やかな心と体を育むと同時に、健康なまちづくりを推進する指針とします。

4. 基本的な方針

本市における、子どもの利用が想定される施設の受動喫煙防止対策の基本的な方針を次のとおりとします。

- 主に子どもが利用する施設は、「敷地内完全禁煙」とします。
- 子どもを含む多世代が利用する施設は、屋内に喫煙所を設けない「**屋内<u>完全</u>禁煙」** とします。
 - ※敷地内に喫煙所を設ける場合は、施設の出入り口を避け、煙の流出を防止する措置が必要です。

また、行政が率先して受動喫煙防止対策に取り組む必要があります。ガイドラインの対象となる本市の管理する公共施設は別表 1 のとおりとし、望まない受動喫煙のないまちづくりへの取り組みを積極的に推進していきます。

(別表 1) ガイドラインの対象となる施設の分類と改正健康増進法との比較

	能身	改正健康増進法		
	対象が市が管理する公共施設	施設 左記以外の 公共施設・民間施設	目指す姿	対策
主に子どもが利用する施設	保育園 小中学校 児童館 その他児童福祉施設 健康福祉センター	高校 民間の児童福祉施設 学習塾 ジュニアスポーツクラブ等 が利用する屋内施設	敷地内完全禁煙	敷地内禁煙 (特定屋外喫煙所設置可)
	遊具のある公園 児童福祉施設等に隣接 する公園	ジュニアスポーツクラブ等 が利用する屋外施設		周囲の状況に配慮
子どもを含む多世代が利用する施設	医療機関	医療機関		敷地内禁煙 (特定屋外喫煙所設置可)
	行政施設	_	敷地内禁煙 (特定屋外喫煙所設置可)	
	公民館 図書館 文化施設 博物館 美術館 体育施設 公営温泉施設	飲食店 スーパー・小売店 コンビニエンスストア 娯楽施設・観光施設 宿泊施設 スポーツ施設 駅	屋内完全禁煙 (屋外に喫煙場所を設け る場合は、受動喫煙防止 の措置が必要)	原則屋内禁煙 (屋内に喫煙専用室設置可)
	公営キャンプ場 その他屋外施設	その他の屋外施設		周囲の状況に配慮

※用語の定義

たばこ:たばこ事業法に定める製造たばこ又はたばこ代用品(加熱式たばこを含む)

受動喫煙:人が他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされること。

敷地内完全禁煙:屋外も含め、敷地内全域で喫煙を禁止する。特定屋外喫煙所の設置は不可。

敷地内禁煙:原則敷地内全域で喫煙を禁止するが、特定屋外喫煙所を設置することができる。

特定屋外喫煙所:敷地内の屋外の一部に次のような措置をとられた場所をいう。

①喫煙所と非喫煙場所が明確に区画されていること。

②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識が掲示されていること。

③施設を利用するものが通常立ち入らない場所であること。

屋内完全禁煙:建物内はすべて禁煙で、たばこの煙を流出させないような技術的基準を満たした喫煙専用室であっても設置できない。

屋内禁煙:建物内はすべて禁煙であるが、屋内にたばこの煙を流出させないような技術的基準を満たした喫煙専用室を設置することができる。 喫煙専用室は、喫煙できる旨が容易にわかる標識を掲げ、20 歳未満の者を立ち入らせてはならない。

屋内及び屋外:屋根があり、かつ側壁が半分以上覆われているものの内部を屋内とし、それ以外を屋外とする。管理権原者:施設における受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある者。

5. 具体的な対策とガイドラインの見直し

本市は、ガイドラインの取り組みを、次のとおり推進していきます。

また本市の受動喫煙防止対策にかかる状況の変化や、関係法令、国・県の取組方針の変更等が生じた場合には、随時、ガイドラインの内容を見直し、改定するものとします。

(1) ガイドラインや知識の普及啓発、情報発信

- ガイドライン普及のためのリーフレットを作成し、関係箇所に配布
- 受動喫煙防止に関する研修会や出前講座の開催
- ホームページやSNSの活用

(2) 受動喫煙防止の環境づくり

- 公共施設における敷地内完全禁煙の看板等の設置
- 敷地内禁煙のステッカー配付
- 健康づくり推進協議会における受動喫煙防止対策の検討

(3) 受動喫煙にかかる実態把握

- 公共施設等における受動喫煙状況調査の実施
- 公民館の受動喫煙状況調査の実施
- 健診結果等から本市の喫煙率を把握

(4) たばこをやめたい人への禁煙支援

- 保健指導における禁煙支援、禁煙外来の紹介
- ◆ 禁煙外来治療費助成事業の実施

